

居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取り扱いについて

1. 特定事業所集中減算の概要

毎年度2回の判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、対象となるサービスのいずれかで、同一法人が開設する事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合には、正当な理由がある場合を除き、減算適用期間の全ての居宅介護支援費が1月につき200単位の減算となります。

(対象となるサービス)

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

2. 判定方法

(1) 判定については、毎年度2回行います。

(2) 居宅介護支援事業所は、居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式(以下「判定様式」という)により判定を行い、判定の結果が80%を超えた場合は、正当な理由の有無に関わらず判定様式を町に提出してください。

(3) 具体的な計算式

事業所ごとに、対象となるそれぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算となります。

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置づけた計画数

(4) 判定様式については、判定結果に関わらず、判定期間後の減算適用期間が完結してから5年間保管してください。(実地指導の際に確認する場合があります)

区分	判定期間	町への提出期限	減算適用期間
前期	3月1日から8月末日まで	9月15日	10月1日から3月31日まで
後期	9月1日から2月末日まで	3月15日	4月1日から9月30日まで

※提出期限15日が閉庁日の場合は翌開庁日

※平成30年度前期分のみ、判定期間は4月1日から8月末日までとなります。

3. 書類の提出

(対象事業所) 判定の結果が80%を超えた居宅介護支援事業所

※新規指定を受けた居宅介護支援事業所については、判定の結果に関わらず、指定を受けた年月日が属する判定期間の判定様式を町に提出してください。

(提出書類) 特定事業所集中減算に係る判定様式2部(1部は控えとして返却します)

なお、正当な理由がない場合は、判定様式に加えて以下の書類も提出してください。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

(提出先) かつらぎ町健康推進課介護保険係

4. 正当な理由について

80%を超えたことについて、正当な理由がある場合については、判定様式に当該理由を記載してください。「正当な理由」のいずれかに該当する場合は、正当な理由があるものとして、特定事業所集中減算の対象外とします。